



島根県報

令和 7 年 6 月 27 日（金）

第 6 2 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	（防災危機管理課）	2
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	3

【告 示】

集積又は貯蔵を規制する物の指定	（自然環境課）	4
高山植物その他これに類するものの指定	（ 〃 ）	4
農業振興地域の指定の一部改正（3件）	（農業経営課）	6
農業振興地域の指定	（ 〃 ）	7
島根県資源管理方針の変更	（水産課）	8
知事管理漁獲可能量の設定（3件）	（ 〃 ）	30
知事管理漁獲可能量の変更	（ 〃 ）	32
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建築住宅課）	32

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	33
--------------	---------	----

【特定調達公告】

防災ヘリコプター調達に係る一般競争入札の実施	（消防総務課）	33
今津浄水場緩速ろ過池（4号池）更生工事に伴うろ過材等購入に係る一般競争入札の落札者等	（企業局経営課）	36
警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	36

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第61号）

- 1 規則の概要
- 救助費用の単価を改定することとした。（第 3 条―第 5 条・第 7 条・第10条の 2・第11条・第13条・第14条・第14条の 3・第14条の 4・第26条関係）
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第62号）

- 1 規則の概要
- 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う様式の整理（様式第 9 号・様式第14号関係）
- 2 施行期日
- 令和 7 年 7 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第61号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「350円」を「360円」に改める。

第 4 条第 3 項第 2 号中「6, 883, 000円」を「7, 089, 000円」に改める。

第 5 条第 2 項中「1, 330円」を「1, 390円」に改める。

第 7 条第 3 項第 1 号の表中

「

円	円	円	円	円	円
19, 800	25, 400	37, 700	45, 000	57, 000	8, 300
円	円	円	円	円	円
32, 800	42, 400	59, 000	69, 000	87, 000	12, 000

を

」

「

円	円	円	円	円	円
20, 300	26, 100	38, 700	46, 200	58, 500	8, 500
円	円	円	円	円	円
33, 700	43, 500	60, 600	70, 900	89, 300	12, 300

に改め、同項第 2 号の表中

」

「

円 6,500	円 8,700	円 13,000	円 15,900	円 20,000	円 2,800
円 10,400	円 13,600	円 19,400	円 23,000	円 29,000	円 3,800

を

」

「

円 6,700	円 8,900	円 13,400	円 16,300	円 20,500	円 2,900
円 10,700	円 14,000	円 19,900	円 23,600	円 29,800	円 3,900

に改める。

」

第10条の2第2項中「51,500円」を「53,900円」に改める。

第11条第2項第1号中「717,000円」を「739,000円」に改め、同項第2号中「348,000円」を「358,000円」に改める。

第13条第3項第2号中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改める。

第14条第3項中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改める。

第14条の3第3項第1号中「3,600円」を「3,700円」に改め、同項第2号イ中「5,700円」を「5,900円」に改める。

第14条の4第2項中「140,000円」を「143,900円」に改める。

第26条第1号ア中「21,600円」を「22,100円」に改め、同号イ中「16,000円」を「16,300円」に改め、同号ウ中「14,900円」を「15,300円」に改め、同号エ中「15,000円」を「15,200円」に改め、同号オ中「15,400円」を「15,600円」に改め、同号カ中「23,900円」を「25,400円」に改め、同号キ中「21,600円」を「23,500円」に改め、同号ク中「24,000円」を「25,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第62号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第14号中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

告 示

島根県告示第377号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第11条第4項第7号の規定により、島根県立自然公園の特別地域内の屋外において知事の許可を受けなければ集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、令和7年6月27日から施行する。

集積又は貯蔵を規制する物の指定（平成15年島根県告示第335号）は、廃止する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土石
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品

島根県告示第378号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第11条第4項第10号の規定により、島根県立自然公園の特別地域内において知事の許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類するものを次のとおり指定し、令和7年6月27日から施行する。

高山植物その他これに類するものの指定（昭和60年島根県告示第212号）は、廃止する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	ミズスギ
イワヒバ	カタヒバ、イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
コケシノブ	ヒメハイホラゴケ
イノモトソウ	ハコネシダ、クジャクシダ、ナチシダ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
オシダ	ハカタシダ、ウラボシノコギリシダ、テツホシダ、シロヤマシダ、イブキシダ、イノデモドキ、イワデンダ
シシガシラ	コモチシダ
チャセンシダ	カミガモシダ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、ホウビシダ、コタニワタリ
ウラボシ	マメズタ、ヒメサジラン、イワヤナギシダ、サジラン、クリハラシ、ヤノネシダ、ミヤマノキシノブ、オシャグジデンダ、アオネカズラ、ビロードシダ、ヒトツバ
シシラン	タキミシダ、シシラン
ヤドリギ	マツグミ、ヤドリギ、オオバヤドリギ
カバノキ	カワラハンノキ
タデ	ネバリタデ

ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）、フシグロセンノウ
キンボウゲ	タンナトリカブト、サンインヤマトリカブト（ダイセントリカブト）、ニリンソウ、ユキワリイチゲ、ミスミソウ、シュウメイギク、イチリンソウ、クサボタン、トリガタハンショウヅル、オウレン、サンインシロカネソウ、オキナグサ、シマキツネノボタン、ミヤマカラマツ、ヤマシャクヤク
メギ	メギ、ルイヨウボタン、スズフリイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ
ツツラフジ	ハスノハカズラ
スイレン	ヒツジグサ
コショウ	フウトウカズラ
センリョウ	ヒトリシズカ、フタリシズカ
ウマノスズクサ	タイリンアオイ、ミヤコアオイ、サンヨウアオイ
オトギリソウ	ホソバオトギリソウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
アブラナ	ユリワサビ
マンサク	アテツマンサク
ベンケイソウ	ツメレンゲ、オオメノマンネングサ、キリンソウ、アオベンケイ
ユキノシタ	チダケサシ、クサアジサイ、ホクリクネコノメ、ヒメウツギ、コガクウツギ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ、ダイモンジソウ、ナメラダイモンジソウ
バラ	ヤマブキショウマ、シモツケソウ、ヤマブキ、テリハキンバイ（オオバテリハキンバイを含む。）、ビロードイチゴ、ヒメバライチゴ（トゲのないものを含む。）、キビナワシロイチゴ、イブキシモツケ
マメ	ニワフジ、イヌハギ
モチノキ	イヌウメモドキ
ニシキギ	ムラサキマユミ
ツゲ	チョウセンヒメツゲ、フッキソウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
スミレ	エイザンスミレ、スミレ、ヒメスミレ、ナガハシスミレ、サンインスミレサイシン、シハイスミレ
ミソハギ	ミソハギ、エゾミソハギ
ウコギ	トチバニンジン
セリ	シラネセンキュウ、イブキボウフウ
イワウメ	イワカガミ
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ
ツツジ	ウスギョウラク、レンゲツツジ、ヤマツツジ、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。）、コバノミツバツツジ、キシツツジ（シロバナ及びゲンペイ咲きを含む。）、バйкаツツジ、ダイセンミツバツツジ、アラゲナツハゼ
ヤブコウジ	マンリョウ、カラタチバナ、イズセンリョウ、タイミンタチバナ
イソマツ	ハマサジ
リンドウ	リンドウ、フデリンドウ、アケボノソウ、センブリ
キョウチクトウ	チョウジソウ、サカキカズラ

アカネ	クルマバソウ、ホソバジュズネノキ、エゾノカワラマツバ、ソナレムグラ、サツマイナモリ、オオキヌタソウ、クルマバアカネ
ムラサキ	ヤマルリソウ
シソ	ジャコウソウ、ヒキオコシ、サンインヒキオコシ、タツナミソウ、イブキジャコウソウ
フジウツギ	ホウライカズラ
ゴマノハグサ	キュウシュウコゴメグサ、ホソバママコナ、サンイントラノオ
イワタバコ	イワギリソウ
タヌキモ	ミミカキグサ、タヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ハマニンドウ、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ソバナ、キキョウ
キク	ヒメヨモギ、タニガワコンギク、オケラ、サンインギク、ビッチュウアザミ、モリアザミ、トゲナシアザミ、ヨシノアザミ、マアザミ、サンベサワアザミ、ホソバワダン、オッタチカンギク、リュウノウギク、ミヤマヨメナ、ハマベノギク、ハマベヨメナ、アレノノギク（ツツ咲きを含む。）、ハンカイソウ、ヒメヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、サワギク、サワオグルマ、アオヤギバナ、ヤマザトタンポポ、ケンサキタンポポ、クシバタンポポ
ユリ	ヤマラッキョウ、シライトソウ、ホウチャクソウ、チゴユリ、エダウチチゴユリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、コバギボウシ、オオバギボウシ、ササユリ、コオニユリ、ノシラン、ツクバネソウ、ナルコユリ、ミヤマナルコユリ、オオナルコユリ、ユキザサ、ヤマジノホトトギス、エンレイソウ、アマナ、ホソバシュロソウ
ツユクサ	イワツユクサ、ヤブミョウガ
ホシクサ	ツクシクロイヌノヒゲ
イネ	オオネズミガヤ
サトイモ	ムサシアブミ、ナンゴクウラシマソウ
カヤツリグサ	ヒゲスゲ、ダイセンスゲ、キンキカサスゲ、サツマスゲ、タカネマスクサ、フサナキリスゲ、ヒトモトススキ
ショウガ	ハナミョウガ
ラン	ヒナラン、マメズタラン、ムギラン、タカネ、エビネ、ナツエビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ムヨウラン、ギボウシラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、フウラン、ヨウラクラン、コケイラン、ジンバイソウ、オオバノトンボソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、ネジバナ、クモラン、ヒトツボクロ

島根県告示第379号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

2の項から4の項までを次のように改める。

2から4まで 削除

島根県告示第380号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

4 の項から 9 の項までを次のように改める。

4 から 9 まで 削除

島根県告示第381号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 の項から 6 の項までを次のように改める。

1 から 6 まで 削除

8 の項及び 9 の項を次のように改める。

8 及び 9 削除

11 の項から 13 の項までを次のように改める。

11 から 13 まで 削除

15 の項から 17 の項までを次のように改める。

15 から 17 まで 削除

島根県告示第382号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

地 域 名	地 域 の 範 囲
雲南地域 (雲南市)	雲南市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（(7)都市計画法に基づき平成23年雲南市告示第25号により定められた用途地域及び当該用途地域に挟まれた区域、平成13年島根県告示第285号・平成21年島根県告示第269号・平成23年島根県告示第117号に規定する雲南都市計画用途地域、(4)昭和42年 5 月 9 日指定の龍頭八重滝県立自然公園第 2 種特別地域、(5)森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林、(6)三郡山国有林（第1016から第1018までの各林班）、井谷奥国有林（第1010から第1013まで・第1020の各林班）、日登国有林（第 6 ・第 7 ・第1019・第1028の各林班）、芦原国有林（第 8 から第10までの各林班）、三谷国有林（第1050から第1052までの各林班）、南谷国有林（第 1048 の林班）、大志戸国有林（第1056・第1057・第1059の各林班）、北谷国有林（第1046・第1047・第1049の各林班）、八重山国有林（第1060から第1063までの各林班）、(8)昭和 5 年 3 月 19 日契約の金子原官行造林（ 3 林班）、昭和30年12月20日契約の金子原官行造林（ 2 林班）、昭和13年 1 月 25 日契約の東山（ 1 ・ 2 の各林班）・清久山（ 3 ・ 4 の各林班）・西山（ 5 林班）官行造林、昭和30年12月20日

契約の東山（2林班）・清久山（3・4の各林班）官行造林、昭和32年3月7日契約の奥原官行造林（1から8までの各林班）、昭和34年7月4日契約の矢ノ峯官行造林（1・2の各林班）及び(カ)大字多根・大字松笠のゴルフ場用地）を除く区域

（注） 「次の図面」は、省略し、島根県庁、東部農林水産振興センター及び雲南市役所に備えて縦覧に供する。

島根県告示第383号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県資源管理方針

令和 2 年 12 月 25 日	公表
令和 3 年 3 月 22 日	変更
令和 3 年 6 月 30 日	変更
令和 3 年 12 月 28 日	変更
令和 4 年 3 月 31 日	変更
令和 5 年 9 月 8 日	変更
令和 5 年 12 月 26 日	変更
令和 6 年 3 月 26 日	変更
令和 6 年 6 月 28 日	変更
令和 6 年 12 月 27 日	変更
令和 7 年 3 月 28 日	変更
令和 7 年 6 月 27 日	変更

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 あかがれい日本海系群」から「別紙2-4 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかあまだい日本海西・九州北西」から「別紙3-23 むしがれい日本海南西部系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、

この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))は算入しない。)

2 島根県まあじその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業(島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(1月1日から12月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量(留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量)を直近の5か年(管理年度)の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超

えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まいわしその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配

分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量)を直近の5か年(管理年度)の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ(小型魚)定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(令和2年島根県規則第93号)第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の漁獲実績を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により

当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

3 島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを直近の3か年（管理年度）ごとの漁獲実績の比率の平均値を基本としてそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 5 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型魚の保護について

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）において、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

また、第2の1の(1)の②及び第2の2の(1)の②で規定する漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く。）においては、小型個体の保護のため、当該漁業の属する知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合には、漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体の放流に努めるものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1－4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

3 島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 5 パーセントを留保枠とし、残りを直近の 3 か年（管理年度）ごとの漁獲実績の比率の平均値を基本としてそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3 の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 5 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙 1－5）

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930 隻とする。

（別紙 1－6）

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県かたくちいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1－8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県うるめいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1－9)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ずわいがにを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からのその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県ずわいがに漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行

うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、42隻とする。

(別紙 1－10)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県まだい漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県まだい漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－11)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ぶり漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

そうはち日本海南西部系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の

精度の向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

あわび類島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約19トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

あんこう島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約512トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

いさき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約290トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5)

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

えっちゅうばい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約340トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

きじはた日本海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約25トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 8)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 9)

第 1 水産資源

さざえ島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約352トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さくら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11)

第1 水産資源

すずき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約154トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12)

第1 水産資源

ちかめきんととき日本海中西部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約28トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13)

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約104トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14)

第1 水産資源

なまこ類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約80トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-15)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-16)

第 1 水産資源

ひらまさ島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約475トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-17)

第 1 水産資源

ひれぐろ日本海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約173トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-18)

第 1 水産資源

ほそとびうお島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約340トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 19)

第 1 水産資源

まなご島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約270トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 20)

第 1 水産資源

めばる類島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約94トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 21)

第 1 水産資源

あかむつ日本海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約185トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価

が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 22)

第 1 水産資源

まとうだい島根県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約123トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 23)

第 1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

島根県告示第384号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和 7 年 6 月 27 日 公表

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度(令和7年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。)

における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

20,500トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	19,600トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第385号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、ずわいがに日本海系群A海域に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

ずわいがに日本海系群A海域に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年6月27日 公表

ずわいがに日本海系群A海域に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

島根県ずわいがに漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。

島根県告示第386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和7年6月27日 公表

ぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

101,000トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県ぶり漁業	101,000トンの内数

島根県告示第387号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量

令和 7 年 3 月 28 日 公表
令和 7 年 4 月 25 日 変更
令和 7 年 6 月 4 日 変更
令和 7 年 6 月 27 日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

135.7トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	46.4トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	85.8トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

46.0トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	42.6トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	1.4トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第388号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
一般財団法人日本建築	大阪府吹田市藤白台五	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 4 番 7 号	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 4 番 7 号	令和 7 年 7 月 1 日

総合試験所	丁目 8 番 1 号		東京都港区西新橋一丁目 5 番 8 号	
-------	---------------	--	---------------------	--

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
防災ヘリコプター 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
令和10年 3 月 31 日（金）
 - (4) 納入場所
島根県出雲市斐川町沖洲2677 島根県防災航空管理所（出雲空港内）
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参

加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は「5 車両船舶類」小分類「(3)航空機」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部消防総務課消防保安係

電話 0852-22-6828 F A X 0852-22-5930

電子メール shobo-somu@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年7月15日（火）までの間、電子調達システムの入札情報サービス（P P I）により交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年7月15日（火）までの間

ただし、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年7月15日（火）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年7月28日（月）午前9時から同月29日（火）午後4時まで（同月28日午後5時から同月29日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 4 時まで

イ 場所

4 の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和 7 年 7 月 29 日（火）午前 11 時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 7 月 30 日（水）午前 10 時

イ 場所

4 の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部消防総務課消防保安係に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of goods to be procured : One disaster prevention helicopter, 1 unit

(2) Bidding period via electronic bidding : From 9 : 00 a.m. on Monday, 28 July 2025 to 4 : 00 p.m. on Tuesday, 29 July 2025

(3) Deadline for submitting bids by post : By 4 : 00 p.m. on Tuesday, 29 July 2025

(Posted bids must arrive by 11:00 a.m. on Tuesday, 29 July 2025)

(4) Date and time of bid opening: 10:00 a.m. 30 July 2025

(5) Contact information: Fire and Disaster Prevention Section, Firefighting Coordination Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government Office, 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane 690-8501 Japan

Tel: 0852-22-6828 Fax: 0852-22-5930

Email: shobo-somu@pref.shimane.lg.jp

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

- ア 水道用緩速ろ過砂（有効径0.30～0.45mm 均等係数1.8以下） 144m³
- イ 水道用ろ過砂利（φ1～3（特砂）） 10m³
- ウ 水道用ろ過砂利（φ3～6） 55m³
- エ 水道用ろ過砂利（φ6～10） 94m³
- オ 水道用ろ過砂利（φ10～20） 12m³
- カ 水道用ろ過砂利（φ20～30） 75m³
- キ 有孔煉瓦（240mm×100mm×60mm、27mm×9mm×24孔、2段積） 1,253m²
- ク 主渠板①（490mm×700mm×60mm） 36m²
- ケ 主渠板②（790mm×700mm×60mm） 2m²
- コ 主渠板③（819(460)mm×800mm×60mm） 4m²
- サ 主渠板④（500mm×800mm×60mm） 2m²

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和7年5月23日

4 落札者の氏名及び住所

西戸崎興産株式会社島根事業所 所長 尾崎 雅紀 島根県江津市都野津町2308-12

5 落札金額

61,845,190円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年4月25日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

警察車両メンテナンス業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が実施する入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 島根県税を滞納していない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

(9) 提出書類の提出期限までに、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和 4 年度以降において 1 回以上締結し、かつ誠実に履行した者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課装備第二係

電話 0852-26-0110（内線 2247）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和 7 年 7 月 25 日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

4 の場所

ウ その他

交付した入札説明書は、入札説明書に示す提出書類の提出期限までに返却すること。

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和 7 年 7 月 28 日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 2 時まで

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 第二小会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和 7 年 8 月 7 日（木）正午までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 2 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 第二小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（入札予定金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税に係る金額は、非課税とする。））の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Police vehicle maintenance 1 set

(2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. August 7, 2025

(Bids by post must be received by noon on August 7, 2025)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2247)